

4 日 特 審 第 1 号
令和4年11月18日

日進市長 近 藤 裕 貴 様

日進市特別職報酬等審議会
会 長 内 藤



特別職の報酬等の額について（答申）

令和4年10月28日に当審議会に対し諮問のありましたこのことについて、日進市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、下記のとおり答申します。

記

1 特別職の報酬等の額

日進市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、改定を見送ることが適当である。

2 審議会の審議経過

本審議会は、日進市の財政状況及び報酬等の額の改正推移、国の人事院勧告、県内各市の議員及び特別職の年収比較などの資料に基づき、市民理解等を考慮した上で審議を行った結果、上記の結論に達した。

ただし、このたびの審議では、他市との比較や市長の職責等から、引き上げの意見も出されたところである。今後、財政状況や社会情勢が変化する状況に応じ、適宜審議会を開催すべきものと考えます。